くらし百科 Living Information

㊶は問い合わせ先です

母子家庭や障害のある児童を監護している家庭の皆さんへ

■児童扶養手当を受けることができる方

次のいずれかに該当する18歳までの児童（心身に一定の障害を持つ児童は20歳未満）を監護している母または養育している方（ただし、公的年金などを受給できる場合や受給者の所得が一定の額を超える場合は支給されません）。

①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
②父が死亡した児童
③父がきわめて重度の障害の状態にある児童
④父の生死が明らかでない児童
⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童
⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童

★手当月額

児童1人	41、880円
第2子加算	5、000円
第3子以後加算	3、000円

■特別児童扶養手当を受けることができる方

精神や身体に障害のある20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは養育している方（ただし、障害児自身が当該障害を理由として年金を受給できる場合や、受給者の所得が一定額を超える場合は支給されません）。

★手当月額

重度障害児（1級）50、900円
中度障害児（2級）33、900円

※児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方は、所得や監護の状況などの確認のため、毎年8月に現況届、所得状況届を提出する必要があります。提出がない場合は手当を受給できなくなりますのでお忘れのないように！

㊶福祉事務所社会福祉係 ☎22―1400

12月4日から10日は人権週間です

～身近なことから人権を！～

家族間・近隣間のいざこざ、結婚・離婚、相続・遺言、パートナーからの虐待、いじめ、土地関係の問題などについて、人権擁護委員、司法書士、土地家屋調査士、法務局職員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

相談の内容は、すべて秘密にします。安心してご相談ください。

■無料相談所

●日時 12月4日（土）10時～15時
●場所 大河原町総合体育館「はねっこアリーナ」

※「フォルテ」くらし館アトリウム広場では、人KENまもる君・あゆみちゃんとのジャンケン大会や小学校児童が描いたイラスト・ポスターの展示会も同時開催。

㊶仙台法務局大河原支局総務課 ☎0224―52―6053
生活環境課 ☎22―1314

国民年金からのお知らせ

■納めた国民年金保険料は税金から控除されます

国民年金の保険料は、所得税や住民税を計算する際に、全額が社会保険料控除の対象として、所得金額から差し引かれます。

控除の対象は、平成16年1月から12月までの1年間に納めた保険料の合計額です。過去に保険料を納めていなかった期間を納めた場合や、免除を受けていた期間を納めた場合も対象になります。

また、国民年金基金に加入されている方についても、掛け金の全額が控除の対象になります。確定申告をされるときは、忘れずに控除の手続きを行ってください。

■年金を受けている方が亡くなったときは、速やかに届け出を

国民年金や厚生年金保険を受けている方が亡くなったときは、遺族の方が「年金受給権者死亡届」を社会保険事務所へ届け出なければなりません。届け出が遅れると死亡後も年金が支払われ、過払いとして後で遺族の方に返していただくことになります。「死亡届」は速やかに届け出てください。なお、次の年金の場合は、市民課国民年金相談係が受付窓口です。

・障害基礎年金のみの受給者が死亡したとき
・遺族基礎年金のみの受給者が死亡したとき
・寡婦年金受給者が死亡したとき

■国民年金基金制度をご存じですか？

国民年金基金は、自営業などの方々がゆとりある老後を過ごすことができるよう、国民年金（基礎年金）に上積みして年金を支給する制度です。

●国民年金基金の主な利点

①将来の生活設計に合わせて、自由に年金プランがつくれます。
②掛金（上限…月額六万八千円）は全額社会保険料控除の対象で、所得税・住民税が軽減されます。
③将来受けとる年金も公的年金などの控除が適用され所得税が優遇されます。

●加入できる方

20歳以上60歳未満の自営業など国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めている方。

※農業者年金の加入者、国民年金の保険料を免除されている方は加入できません。
※基金加入者は付加保険料を納付できません。

〈社会保険事務局大河原事務所〉
☎0224―51―3111
㊶市民課国民年金相談係
☎22―1312

検察審査会とは？

検察審査会は、刑事手続きの中に国民の一般的な良識を反映させ、よりよい刑事司法を実現するために設けているものです。

選挙権を有する一般国民から選ばれた11人の検察審査員が、いわば国民を代表して検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと（これを「不起訴処分」といいます）の善し悪しを審査することが主な仕事です。

審査の申し立てには、費用は一切かかりません。また、申立人の秘密は固く守られています。

㊶仙台検察審査会事務局
☎022―222―6111

そこが知りたい老人保健

Q1 老人保健で医療を受けられるのはいつから？

A1 75歳の誕生月の翌月（1日生まれの方はその月）から医療費の1割負担（一定以上所得者は2割負担）で医療を受けることができます。ただし、平成14年9月30日までに70歳になった方についても引き続き老人保健で医療を受けることになります。

なお、65歳以上の方で、「一定の障害のある方」についても申請により老人保健医療の対象となりますので、お問い合わせください。

Q2 老人保健の対象となったら医療保険証はどうなるの？

A2 現在加入している保険の資格には変更がありません。また、保険料も従来どおり支払っていただくことになります。

なお、加入している医療保険が変わった場合は、14日以内に変更届出が必要となりますので、保険課窓口で手続きしてください。

㊶保険課老人保健係
☎22―1361

人工透析者および特定疾患者の皆様へ

市では、人工透析者と特定疾患者の方に歳末見舞金を支給します。該当される方は、次の日程で必ず申請手続きをしてください。

●受付期間
12月1日（水）～12月10日（金）
8時30分～17時15分

●受付場所 福祉事務所（総合福祉センター）・市民課（市庁舎1階）

●持参するもの

人工透析者の方
身体障害者手帳と印鑑

特定疾患者の方
仙南保健所から発行されている特定疾患医療受給者証と印鑑

㊶福祉事務所 ☎22―1400

農業所得の申告準備はお早めに

農業所得の申告は、平成15年分から原則「収支計算」（実際の収入金額から必要経費を差し引き、所得を算出する）による申告となっています。この申告を行うためには、農業についての収入金額や必要経費に係る記帳と、出荷伝票や領収書などの保存が必要です。

来年の申告も円滑に行えるように、早めに準備を始めましょう。

また、平成15年分を「簡易計算」で申告した方も、収支計算による申告をお願いします。なお、平成15年分を収支計算で申告した方は、簡易計算で申告できませんのでご注意ください。

※申告相談の日程は、広報しろいし1月号に掲載する予定です。

㊶税務課 ☎22―1313

障害者控除を受けるための手続きについて

次の方は、福祉事務所で「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、所得税や市県民税の申告の際に、「障害者控除」を受けることが認められています。

●対象となる方

65歳以上の要介護認定者（要介護1～要介護5）で身体・知的障害者に準ずる状態にある方。ただし、認定基準がありますので、詳しくは問い合わせください。

㊶福祉事務所 ☎22―1400

●税金の控除手続きに関する問い合わせは税務課へ

確定申告の有無など、個人により申告内容が異なりますので、新たに「障害者控除」の手続きをされる場合は、事前に問い合わせください。

㊶税務課 ☎22―1313

障害者スポーツ助成事業を大いに利用しよう

市では、心身に障害のある方に心身のリフレッシュや社会活動を促すように、スポーツ施設利用料金の一部を助成しています。

■利用できる方

次の手帳・証書などを持っている方本人と介助者の方1名

・身体障害者手帳　・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
・特別児童扶養手当受給者証
・特定疾患医療受給者証

■対象施設

・益岡公園、白石川緑地、岩崎公園庭球場などの体育施設
・市スポーツセンター（旧勤労者体育センター）
・スパッシュランドしろいし
・ホワイトキューブ
・みやぎ蔵王白石スキー場

■助成額

対象施設ごとに週2回を限度として使用料の半額を助成します。ただし、1日以内を単位とするものに限ります（個人会員券、市民会員券、シーズン券は対象外）。

■利用方法 施設の窓口で手帳または証書などを提示し、介助人も含めた障害者スポーツ利用助成券の交付を受け、使用料から助成額を差し引いた額を納付ください。

㊶福祉事務所社会福祉係
☎22―1400

自賠責保険・共済の期限が切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、バイク・原付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。

車検制度のないバイク・原付自転車は、特に期限切れ、かけ忘れにご注意を！

㊶東北運輸局宮城運輸支局輸送課
☎022―235―2515

消費税が変わります

●個人事業者は平成17年分から（法人は平成16年4月1日以後開始する課税期間から）、
①事業者免税点の上限を三千万円から一千万円に引き下げます。
②簡易課税制度の適用上限を二億円から五千万円に引き下げます。

㊶大河原税務署
☎0224―52―2202